令 和 8 年 11 月

保 護 者 の 皆 さ ま

大阪市教育委員会

「こども性暴力防止法」に関する制度概要の周知について

深秋の候、保護者の皆さまにおかれましては、日頃より本市の教育活動にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

標題につきまして、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法)」が令和８年 12 月 25 日に施行されます。

法において、学校設置者に対して、こどもたちを性暴力から守るために日ごろからとりくむこととして、こどもへの面談・アンケートや相談窓口の設置・周知など、性暴力を未然に防止する環境づくりや早期発見の仕組みを整えるとともに、児童・生徒と接する業務に就く教職員に対して、特定性犯罪の前科がないかの確認などが義務付けられることになります。

大阪市教育委員会としましても、法の趣旨を踏まえて、学校園としっかりと連携し、こどもたちを性暴力の被害から守り、安全で安心して学校園に通うことができる教育環境の整備に向けて引き続き全力で取り組みを進めてまいります。

保護者の皆様におかれましても、法の趣旨を踏まえて、本取り組みについて何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

(参考)

こども性暴力防止法に係る制度概要について